

令和6年度集団指導等質問票について

(令和7年4月1日 現在)

※今後、厚生労働省からのQ A, 通知等により、掲載内容・取扱い方法を変更する可能性があります。

【全サービス共通】

Q1 料金の変更にに関して、『文書による同意』とは、同意書を作成し署名にて同意を得ることでのよいのか？

お見込みのとおりです。

重要事項説明書及び契約書全ての取り交わしは不要ですが、介護報酬改定に係る利用者負担額の変更について明示した書面を利用者又はその家族に交付して説明を行い、署名等の方法で文書による同意を得てください。

【居宅介護支援】

Q1 居宅介護支援事業所における同一建物減算について

次のように、月遅れで同一建物利用者が20名となる場合の考え方

・3月請求済(2月提供サービス)

同一建物利用者 19名

・4月請求分(3月提供サービス)

同一建物利用者 20名(うち2月分月遅れ1名)

<質問>

① 4月請求分については、当該月(3月提供分)の同一建物利用者は19名であることから、同一建物減算の対象にはならないということでのよいか？

② 3月請求済分(2月提供分)については、月遅れ分の1名分が含まれ、同一建物利用者が20名となることから、減算対象となり、介護給付費の過誤請求が必要ということでのよいか？

①②お見込みのとおりです。

同一建物減算については、介護給付費の請求月毎の請求件数ではなく、サービス提供月毎の同一建物利用者数が基準となるため、月遅れ請求により、前月以前に請求済の分が同一建物減算に該当した場合には、保険者(市町村)に対し介護給付費の過誤申立の手続きが必要となります。